

報道資料

令和7年10月3日
総務部法務文書課
県政情報公開係 今井、金山
直通 0742-27-8348
府内内線 60574、60594

奈良県情報公開審査会の第294号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第520号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- 答申：令和7年10月1日
- 諒問実施機関：奈良県公安委員会
- 実施機関：奈良県警察本部長（西和警察署）
- 対象行政文書：
 - 1 西和警察署刑事課の下記文書の開示請求をする
 - 期間は全て令和3年4月1日から令和5年3月19日まで
 - 3 領収書管理台帳（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課）
 - 5 給油伝票（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課）
 - 8 犯罪捜査SNS利用申請書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課）
 - 12 旅程表（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課）
 - 13 事件記録・証拠品受領書
- 諒問に係る処分と理由
 - 決定：不開示決定
 - 不開示理由：
 - ア 対象行政文書のうち、第1の3、5及び8
開示請求に係る行政文書を作成し、又は取得していないため
 - イ 対象行政文書のうち、第1の12
開示請求に係る行政文書は存在したが、事務の目的を達成し保存の必要がないことから、奈良県警察行政文書管理規程第52条の規定に基づき廃棄したため
 - ウ 対象行政文書のうち、第1の13
奈良県情報公開条例第36条第1号に該当
刑事訴訟に関する書類については、奈良県情報公開条例の規定は適用しないとされているため
- 審査会の結論：実施機関が審査請求人に対して令和5年5月15日に行った行政文書不開示決定のうち、「5 給油伝票（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課）」の開示請求については、給油後に発行される納品書を対象文書として特定した上、当該行政文書について開示決定等すべきであるが、その余の実施機関の決定は妥当である。
- 判断理由：
 - 行政文書の特定について
審査請求人は、本件決定の取消しを求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

（1）領収書管理台帳について

諮問実施機関によると、「領収書管理台帳」という名称の行政文書に関する規定が存在しないため、「領収書管理台帳」を「金銭を領収した旨を記して支払者に渡す書きつけの保存を目的とする一番のもととなる帳簿」という意味に該当する文書と判断した上で特定したが、実施機関ではそのような文書は作成又は取得していないことである。

文書の特定に当たっては、開示請求書に記載されている表題と同一の文書や開示請求者が求める全ての要件を満たす文書が、必ずしも当該実施機関に存在することは限らないことから、適宜組み合わせて表示された記載内容から、当該実施機関による合理的判断に基づき特定される

ものであるため、本件開示請求における領収書管理台帳とは実施機関で支出の対象となった領収書がまとめて綴じられたものと解される。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、領収書による精算を行う必要が生じた場合には、個々の領収書に対して精算書を作成し、その添付書類として領収書が添付されるものであり、精算後は当該精算書を保管することから、領収書がまとめて綴じられたものは存在しないとのことである。

また、実施機関に領収書管理台帳の作成を義務付ける規定は存在しないとのことである。

これらのことから、領収書管理台帳を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、領収書管理台帳は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 給油伝票について

諮問実施機関によると、実施機関における警察署配置車両についての給油は、実務上、有人の給油店においては署員が店員に品名と数量を指定することにより給油し、無人の給油店においては署員が給油カードを使用することにより給油しているため、給油伝票を作成又は取得していないとのことである。

そこで当審査会において見分すると、実施機関の警察署配置車両への給油に当たっては、奈良県警察車両管理条例（平成3年11月奈良県警察本部訓令第15号。以下「車両管理条例」という。）第31条において「車両取扱責任者は、燃料の給油請求があったときは、指定された給油所において給油伝票（本部の所属配置車両にあっては様式第14号。警察署配置車両にあっては給油所所定の伝票）により、給油するものとする。」と規定されている。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、車両管理条例が施行された当時は、給油所所定の伝票を使用して給油していたが、給油店のセルフ化や事務の効率化により、実務上、給油伝票は使用されず、契約している給油店から給油後に発行される納品書と後日給油店から送付される請求書を窓口することにより、給油したことを確認しており、両者は取り扱う時点が異なるものであることから、本件開示請求に対応する文書として特定しなかったとのことである。

この点について、当審査会において車両管理条例様式第14号の給油伝票を見分したところ、給油年月日、所属、車両番号、給油の種類、給油者氏名及び給油店名の項目により構成されていた。また、給油店から給油後に発行される納品書について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、給油者氏名の項目を除き、同一の項目が記載されていた。

よって、納品書は、本件開示請求に係る給油伝票と名称は異なるものの、同趣旨の文書と認められることから、実施機関が本件開示請求に係る給油伝票に対応する文書を上記のとおり解したことは、本件開示請求の対象文書を限定的に解釈しすぎたものであるといわざるを得ず、納品書は、本件開示請求に係る給油伝票に相応する文書に該当すると解すべきである。

以上のことから、実施機関は、納品書を本件開示請求に係る給油伝票に相応する文書として特定した上で、改めて当該行政文書について開示決定等をすべきである。

(3) 犯罪捜査SNS利用申請書について

諮問実施機関によると、犯罪捜査において一定の必要がある場合には犯罪捜査におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用申請書（以下「利用申請書」という。）を所属長に提出し、許可を受けることにより、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を利用することができる規定となっているため、「犯罪捜査SNS利用申請書」という名称の文書を作成又は取得する可能性はあるものの、本件開示請求の対象である令和3年4月1日から令和5年3月19日までの間に作成又は取得された利用申請書は存在しないとのことである。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、利用申請書は、犯罪捜査におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用規程に基づく様式であり、実施機関の職員が犯罪捜査において、SNSを利用する必要がある場合に、所属長に提出し、許可を受けなければならぬことになっているとのことである。また、事件関係者等への連絡に当たりSNSを利用することが不可欠な場合であって、その個別具体的な連絡内容等について所属長が承認している場合又はSNSによりインターネット上に掲出された情報の閲覧に当たってアカウントの取得を必要としない場合は、本規程によらずにSNSを利用することができる規定となっているとのことである。

しかし、令和3年4月1日から令和5年3月19日までの間は、本規程に基づく申請を行う必要が生じなかつたため、利用申請書を作成又は取得していないとのことであった。

これらのことから、利用申請書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、利用申請書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断す

る。

(4) 旅程表について

諮問実施機関によると、「旅程表」という名称の行政文書に関する規定がなかったため、「旅程表」を実施機関の職員が他府県における捜査に従事する際に、捜査の行き先や行程などについて上司に報告する文書として特定を行った。しかし、当該文書は事前報告のために作成される文書であり、他府県における捜査が終了した後は廃棄される文書であるため、本件開示請求の時点では保有していなかったとのことである。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、出張を行う場合に、所属長は所属の職員に対して旅行命令簿により出張を命令することとなっており、当該旅行命令簿には旅程が記載されているが、旅行命令簿も本件開示請求の対象となっていることから、旅程表に旅行命令簿を含まないと解釈して特定しなかったとのことである。

また、諮問実施機関が説明する職員が他府県における捜査に従事する際に、捜査の行き先や行程などについて上司に報告する文書については、一般的に、旅行命令簿や旅費概算（精算）請求書を作成するための補助資料として使用されるものであり、警察署内の事務的な連絡文書にすぎないものとして位置付けられることであった。

そのため、当該文書は奈良県警察行政文書管理規程に基づく保存期間が「事務処理上必要な1年未満の期間」の文書として設定され、旅行命令簿及び旅費概算（精算）請求書が作成された後、継続して保有する必要がないものとして随時廃棄されることであった。

これらのことから、旅程表を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、旅程表は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

(5) 事件記録・証拠品受領書について

諮問実施機関によると、本件開示請求に対応する行政文書を特定するに当たり、実施機関の書庫内を探索した結果、請求日時点において事件記録・証拠品受領書を保有していなかった旨を主張している。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、事件記録・証拠品受領書は検察庁において書類や証拠品等のやりとりの際に作成される文書であるとのことであった。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、事件記録・証拠品受領書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事業の経緯

① 開示請求	令和 5年 3月 19日		
② 決定	令和 5年 5月 15日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	令和 5年 6月 27日		
④ 諒問	令和 5年 9月 8日		
⑤ 経過	令和 6年 12月 19日 令和 7年 1月 30日 令和 7年 3月 25日 令和 7年 6月 6日 令和 7年 7月 14日 令和 7年 8月 19日	第279回審査会 第280回審査会 第281回審査会 第282回審査会 第283回審査会 第284回審査会	審議 審議 審議 審議 審議 審議